

令和 5 (2023) 年度 寿波苑事業計画

令和 5 年 4 月 1 日

一、 基本方針

松友福祉会の基本理念に基づき、「誠実な福祉」「確実な知識と技術」「公平中立な福祉サービスの提供」「情報の開示、説明と同意に基づく福祉」「堅実な経営」「地域福祉の増進」を基本方針とし、更なる質の向上を目指すと共に、計画的経営を目指します。

そして、「すべての利用者的人権を尊重し、細心の注意と最大の努力を傾注し、安全にして確実、そして明るい生活の場を創り出すものとする」寿波苑の基本理念に則り、利用者本位の「満足度」と「質」の高い福祉サービスの提供を目指します。

1. 社会福祉法人としての使命に則り、更なるサービスの質の向上

前年度も全国で感染拡大がみられている新型コロナウイルス感染症による感染対策の一年となりました。令和 5 年 5 月 8 日に、季節性インフルエンザなどと同じ『5 類』に移行する方針となり、それに伴い、時代に相応しいケアを取り組むこととなります。緩和傾向は進みますが、当面は、マスクなどの着用、基本の感染対策を取っての対応となります。また、自然災害（豪雨・地震・津波）と災害の複合化となっています。その為、昨今の災害の状況から事業所も感染症や災害に強い施設づくりが必要になります。

それらの背景から感染対策の緩和や減災対策が必要となります。社会福祉法人は、社会福祉事業を行う目的とし、社会福祉法に基づいて設立されている法人使命として、現サービス（①生活介護、②施設入所支援、③短期入所、④日中一時支援、⑤計画相談）を継続し、施設を含め地域の中で生活を続けていくよう支援サービスを提供します。コロナ禍で現在は家族会の開催が難しいことを受け、家族会総会などの際には、資料送付後に家族からご意見・ご要望書を送付し、そこでの意見をサービス向上に活かしていきたいと思います。

また、広島県では人口流出が加速し、転出超過数 2 年連続ワースト 1 の状況です。少子化・高齢化の進行、ライフスタイルの多様化などを背景に、我が国の保健・医療・福祉サービスを取り巻く環境は大きく変化しており、ニーズも複雑かつ多様化しています。こうした中、寿波苑においては、地域共生社会の実現に向けて、医療・介護・福祉事業所間で切れ目のない連携、多職種連携が必要です。人口減少、少子化に伴い働き手が少なくなるのは容易に想像できる

ため、既存職員の定着が重要になりますので、より一層の魅力ある職場づくりの整備が必要です。仕事と育児や介護との両立を進め、離職防止・定着促進を図ります。そのためには職員同士が協力し合い、休暇制度等の利用を促進する体制の構築に努めます。

《運営方針》

- 一. 社会福祉精神に則り、誠実なサービスを行います。
- 二. 確実な知識と技術を持ってサービスを行います。
- 三. 説明及び同意に基づき、安心・安全なサービスを行います。
- 四. 資源の提供により、地域福祉の向上に貢献します。
- 五. 積極的に自らを評価し、情報開示に努めます。
- 六. 将来展望を見据え、堅実な経営に努めます。

《経営方針》

- 一. 健全経営の実現を目指し、稼働率を意識した取り組みに努めます。
- 二. 医療機関との連携を図り、利用者の健康管理に努めます。
- 三. 働きやすい職場づくりは、職員一人ひとりの責任であると認識し、コミュニケーションのとれる職場づくりに努めます。
- 四. 職員の意欲を高め、組織の発展に努めます。

【今年度の長期目標（12ヶ月）・短期目標（3～6ヶ月）を掲げて取り組みます。】

●長期目標：支援の幅（技術・知識）を広げる。

- 実行計画 ⇒ ①精神障害者・知的障害者の特性に応じた研修に参加
②動画などにて新しい技術、障害についての勉強会
③強度行動障害の研修を受講

●短期目標：最新の情報を得て、段階的に感染対策の緩和を図り、利用者の方に通常の生活が戻れる支援を目指します。

- 実行計画 ⇒ ①令和5年4月から職員のゾーン分け解除
②令和5年5月中旬から利用者のゾーン分け解除し、離床回数を増やす。

2. 顧客満足度アップを目指します。

- ①常に利用者のライフパートナーとして寄り添い、その人らしい日常生活の支援をします。

- ②事業所の方針、専門職倫理を確立し、自分たちが何を変化させなければならぬのか常に前向きに検討します。
- ③常に安全安心な生活環境の見直しを行い、提供をします。
(共用空間、居室、空調、食事など)
- ④丁寧で優しい接遇に努めます。
(態度、身だしなみ、言葉遣いなど)
- ⑤一人ひとりの主体性を重んじ、柔軟な支援で暮らしを楽しんで頂きます。
(平等公平な看護、介護)
- ⑥医療専門職との協働で心身共に健康に過ごせるよう見守っていきます。
(暮らしの中で出来るリハビリの提供)

3. 職員の資質向上のために

- ①利用者一人ひとりのアセスメントを見直し、利用者の力にも着目し、利用者または家族の想いを知ることで、個別のニーズをより深く知り良いケアに繋げていきます。
- ②虐待防止委員会を中心に虐待防止、身体拘束について定期的に学習をして、日々のケアでもグレーの部分を見過ごさないように努めます。
- ③利用者主体の業務マニュアルの見直し、整備をして、業務改善に努めます。
- ④研修委員会を中心に、職員研修を充実させ更なる自己研鑽に努めます。
- ⑤利用者満足度・虐待防止アンケートを実施し、現状の把握を行い、次へのステップとしての検証資料として活用します。
- ⑥新人職員や後輩にはフォローアップし習熟度の確認をして育てます。相手の状態に応じて分かり易く指導します。
- ⑦資格取得に伴う必要経費の負担及び休暇の付与等に努めます。

4. 地域に開かれた事業所にするために

- ①地域との交流、地域活動への参加を支援します。
- ②実習などの受け入れを行い、将来福祉の仕事に興味をもってもらえるように尽力し、近隣学校とは協力関係が継続できるようにします。
- ③地域ニーズを把握し、地域ニーズに合ったサービスを提供します。
- ④三原市自立支援協議会などに参加し、参加者からの意見・助言をケアに導入します。
- ⑤事業所活動の情報公表（広報誌発行 年3回）

5. 安心・安全な暮らしを確保するための基盤整備

- ①定期的な訓練に加え、備蓄食訓練を年1回実施に努めます。
- ②周辺地域、民生委員などの協力体制の確立と、初動行動の強化に努めます。
- ③非常用・防災用自家発電装置の設置に伴い、減災対策の取り組みに努めます。

6. 快適な施設づくり、利用者満足度の取り組み

- ①家族会総会などの際は、家族からご要望・ご意見書を送付し、そこでの意見をサービス向上に生かします。
- ②日々の関りからの要望やアンケートなど実施を行い、利用者の満足度を図ります。
- ③虐待防止委員会、ハラスメント防止委員会のメンバー設置の継続を行い、利用者や職員の人権を守る取り組みを行います。

<令和5年度 虐待防止年間目標>

寿波苑目標：『一人ひとりを大切にする』

・介護：①丁寧な声掛け、対応をする

②利用者の情報を共有し、プラスになるような支援を統一する

・医務：『相手の思いに寄り添った対応を心掛ける』

・給食：『相手を尊重する』

・事務相談：『ダメ、虐待』

①しない、②させない、③見逃さない、④一緒にやらない

【部署目標】

施設経営・管理（事務・相談部門）

目標：『誰のための何のための施設なのか常に考え、利用者の立場で考え、

利用者の声を大切に事業運営に努めます。』

1.感染防止対策の緩和

報酬単価に見合ったサービスの提供を目指します。業務効率化を図る

ため、ICTの活用などを行い、業務の省力化、他機関との連携

2.人員基準における両立支援（仕事と育児や介護など）への配慮など

3.業務継続に向けた取り組みの強化

4.地域と連携した災害対策の強化

健康に関する生活支援（看護・リハビリテーション部門）

目標：『体調の管理と健康の維持』（看護）

『現在の機能を維持出来るよう努める』（リハビリテーション）

1.疾病の予防と早期発見、早期治療

定期健康診断の実施及び、各種検査の充実を図る

疾病や加齢による重度化への臨機応変な対応

電子カルテ、タブレットを使用し関係協力病院との緊密な連携を図る

2.各種感染症の予防と対策の推進

感染防止技術の向上と感染対策マニュアルの徹底

検査及び研修の充実

3.インフォームドコンセント（説明と同意）に基づいた医療サービス

利用者、家族への説明と同意に基づく医療サービスの提供

4.生活場面を重視したリハビリテーションの充実

利用者の希望を取り入れた個別リハビリ（経管栄養者を含む）の充実

機能評価、実施計画書を作成し、利用者の状況把握

個々に合わせた補助具や自助具作製、工夫、改善

実習生（短期、長期）受け入れの場、育成、教育水準の高揚

日常生活の生活支援（介護部門）

目標：『穏やかな暮らしの支援』

1.安心・安全な介護を行う。

丁寧な介助をする。

基本的な感染防止を継続する。

2.機能維持

利用者の思いを尊重し、残存機能を生かし楽しく活動できるよう

支援をする。

3.寄り添いの支援

障害特性を理解し、冷静な対応と思いに寄り添う支援を行う。

入浴機器のリニュアルを行い、より快適に入浴時間を過ごせるように支援する。

食事に関する生活支援（給食部門）

目標：『利用者一人ひとりに寄り添った食事の支援を行います』

1. 栄養管理

- (1) 栄養ケアマネジメントを実施し、栄養改善、身体機能の維持・改善に取り組みます。
- (2) 利用者の咀嚼、嚥下機能等障害の状態に応じた食事の提供を行います。
- (3) 利用者への嗜好調査や給食会議等の意見のもと、献立を検討し、利用者の満足度をアップさせるよう努めます。
- (4) 医師の指示に基づき、治療食を提供します。
- (5) 1ヶ月毎の献立掲示と毎食の献立表及び栄養所要量の掲示をします。

2. 利用者のADLや食事ニーズ（咀嚼・嚥下・健康状態・嗜好等）に合わせた支援

- (1) 嗜好調査及び毎食毎の残菜調査、昼食時のラウンドを行い、利用者のニーズの把握に努めます。
- (2) 利用者参加による給食会議を開催し、利用者の意見や要望を聞き、ニーズに沿える食事を提供するよう努めます。
- (3) 自助具の工夫・製作をします。
- (4) 体位・食事形態へ注意して誤飲の防止に努めます。
- (5) 適温食・セレクト食・ハーフ食・行事食を実施します。
- (6) 利用者のペースに合わせた食事提供を行います。
- (7) 利用者の希望に応じて個別に栄養相談を行います。

3. 衛生管理の充実

- (1) 調理従事職員の衛生意識・技術の向上に努めます。
- (2) 食中毒や感染症予防のため、食品の安全確保や危機管理等を行い、衛生管理を徹底します。
- (3) 再加熱カート導入のための準備を行います。

4. 緊急時の対応

- (1) 非常災害時に備え、備蓄食品を配備します。
- (2) 使い捨て食器等を配備します。

5. 安定した食事提供

- (1) 人員確保、人材育成に取り組みます。
- (2) 再加熱カート導入により、毎日安定した食事提供につなげます。

最後に、新型コロナウイルス感染症対策が緩和傾向となるため、感染防止対策の緩和を図り、利用者の満足度を高める支援を目指します。利用者と家族との関係性が途切れないように、必要時の電話連絡、LINEの活用、窓越し面会、リモート面会など継続します。対面での家族会総会を再開し、現状を報告する中で、意見や要望など頂き運営に活かしていく工夫をしていきます。

令和 5 (2023) 年度年間計画

	経営管理	生活行事	その他 (利用者希望)
4 月		誕生会 お花見 蛭子神社例大祭	ショッピングに関しては感染状況を踏まえての再開
5 月	令和 4 年度決算・事業報告作成 監事監査 理事(監事会) 評議員会 中・四国身体障害者施設協議会総会	誕生会 ワックス清掃 害虫駆除	
6 月		誕生会 お楽しみ会	
7 月	全国身体障害者施設協議会職員 研究大会	誕生会	
8 月		誕生会 物故者供養 害虫駆除	
9 月	職員検診	誕生会 半日外出 才セロ大会	
10 月	中・四国身体障害者施設協議会職員 研修大会	誕生会 須波観音法要 三原市障害者スポーツフェス ティバル 社会生活活動 (1 日外出) (日帰り旅行)	
11 月	広島県指導監査	誕生会 ワックス清掃 救急救命講習会 三原福祉展	
12 月	理事(監事会)評議員会 年末調整 補正予算書作成	誕生会 クリスマス会 大掃除	
1 月		誕生会 正月行事	
2 月		誕生会 節分行事 グルメ会	
3 月	補正予算書作成 令和 6 年度予算・事業計画作成 理事(監事会) 評議員会、職員検診	誕生会 将棋大会 グルメ会	
主なクラブ活動 月 1 回		<input type="radio"/> 華道部 <input type="radio"/> 創作部	<input type="radio"/> 書道部 <input type="radio"/> 喫茶部 (外出行事再開まで月 2 回)
<input type="radio"/> 日中支援活動 (創作的活動など) 2 ~ 4 回 / 月			

令和5（2023）年度年間研修計画 獲得目標：『支援の幅（技術・知識）を広げる。』

	職員会議（研修） (年間計画に基づいて毎月実施)	初任者・現任研修	専門研修		
4 月	防災訓練（消火訓練）	初任者研修（部署ごと）	障害福祉サービス等制度（相談）		
5 月	研修		介護の基本、入浴、排泄、食事（介護）		
6 月	"				
7 月	防災訓練（夜間想定）		食中毒予防、栄養ケアマネ（給食）		
8 月	研修	現任者研修（ファシリテーション）			
9 月	研修		備蓄関係確認 9月1日 (防災の日)		
10 月	防災訓練（日中総合）		褥瘡、感染症予防（看護）		
11 月	研修		緊急時の対応（看護）		
12 月	"				
1 月	"		介護の基本、身体拘束の事例等、介助方法（介護）		
2 月	防災訓練（夜間想定）				
3 月	備蓄食訓練 グリーフカンファレンス				
		外部講師（テーマに沿った講師、業者、市の出前講座など活用）			
※防災訓練は、消火訓練、総合訓練（日中、夜間想定）を行うこと。					
※適宜、火元とならないように定期的に喫煙場所、コンセント周囲の確認					

※コロナ禍で外出自粛の中、内容に変更・改正する場合があります。